

二国間クレジット制度（JCM）に係るパリ協定に基づく締約国による承認の 手続き（案）

2022 年〇月〇日

JCM 推進・活用会議

日本国 JCM 実施要綱（2022 年 1 月 17 日施行）第 6 条「パリ協定に基づく締約国による承認」第 1 項に別に定めるとしている手続きについては、パリ協定第 6 条 3 項及び第 6 条 2 項協力的な取組に関するガイダンスに関する CMA 決定（決定 2/CMA.3）¹に従い行うものとして、以下のように定める。

1 JCM の二国間文書、規則及びガイドライン類に従ってなされた合同委員会からの通知に基づき、日本国 JCM 登録簿に発行された JCM クレジット、当該 JCM クレジットを発行した JCM プロジェクト、及び当該 JCM クレジットを取得した法人等を対象として、JCM 推進・活用会議において当該手続きを行う。

2 JCM 実施担当省は、当該承認を行った旨を、パートナー国、JCM プロジェクト名、JCM クレジットを取得した法人、JCM クレジットの識別番号、パートナー国政府による承認の状況等とともに JCM ウェブサイト(<https://www.jcm.go.jp>)において速やかに公表する。

¹ ~~2022 年 2 月 4 日現在、国連気候変動枠組条約事務局において文書決定番号が未定。決定番号が付与され次第、その番号を挿入する。~~